

くらし

外来診療の窓口での支払いが 自己負担限度額までになりました！

本庁舎
1階

③番 国民健康保険課国保給付係 ☎(24) 0 2 7 4
④番 高齢医療課高齢医療係 ☎(24) 0 2 8 9

市民環境
部



診療を受ける方	手続など	医療機関で提示するもの	問い合わせ先
70歳未満の方			○健康保険組合 ○全国健康保険協会 ○共済組合 ○国民健康保険 など、 加入している保険者
	事前に「限度額適用認定証」の申請が必要(保険証持参)	①限度額適用認定証 ②保険証	
70歳以上75歳未満			○北海道後期高齢者 医療広域連合 ○高齢医療課
非課税世帯の方	事前に「限度額適用認定証」の申請が必要(保険証持参)	①限度額適用認定証 ②高齢受給者証 ③保険証	
非課税世帯でない方	申請の必要なし	①高齢受給者証 ②保険証	
75歳以上か65歳以上75歳未満で一定の障害のある方			○北海道後期高齢者 医療広域連合 ○高齢医療課
非課税世帯の方	事前に「限度額適用認定証」の申請が必要(保険証持参)	①限度額適用認定証 ②後期高齢者医療被保険者証	
非課税世帯でない方	申請の必要なし	○後期高齢者医療被保険者証	

※すでに「限度額適用認定証」などをお持ちの方は、申請の必要はありません。
※国民健康保険に加入している方で、保険料に未納のある方は適用されません。

4月から、高額療養費の制度が変わりました。外来診療の費用が高額となつたとき、同一医療機関などでのひと月の支払いが自己負担限度額までになりました。限度額までとするためには「限

度額適用認定証」などの提示が必要です。※「限度額適用認定証」などの提示がないときや複数の医療機関などでの支払いが高額となつたときは、申請すると後で払い戻されます。

お知らせします

役所
いんふおめ

information

「生ごみ処理機」などの購入費を助成します

くらし

廃棄物対策課
資源循環推進係
☎(23) 2 1 1 0

環境センター

【助成の内容】

対象品目	助成台数	助成金額	助成予定台数
電動生ごみ処理機	1台まで	購入金額の50%(2万円以内)	30台
コンポスト 密閉式容器	2台まで	購入金額の50%(3千円以内)	100台

【対象】 市内に住む方

【助成申込の手順】

- ①市に助成金交付申込書を提出
 - ②市が助成金交付決定通知書と交付金請求書用紙を送付
 - ③市内販売店で生ごみ処理機などを購入
 - ④市に交付金請求書を提出
 - ⑤交付額の確定後、交付金を振込
- ※市外の販売店やインターネット、通信販売による購入は対象になりません。
※これまでに助成を受けた方は同じ品目の助成は受けられません(品目が異なるときは助成を受けられます)。

☎は直通電話です。
内線表示は、
市役所代表
☎(24) 3 1 3 1
におかけください。

※手順②の交付決定前に購入した方は助成を受けられません。

【申請書の提出方法】

▼FAX(23) 2 4 9 2)か郵送(〒066-0012 美々7 5 8-54 環境センター廃棄物対策課)

▼環境課(市役所3階)窓口へ持参

【申込開始】 4月10日(火)

※申請書は市内販売店、環境課、環境センター、市ホームページで入手できます。

※助成を受けた方は、アンケートに協力していただきます。

市指定ごみ袋用外袋の広告掲載者を募集します

募集

廃棄物対策課
廃棄物対策係
☎(23) 2 1 1 0

環境センター

【対象】 市内の企業、事業所に広告を掲載

【広告期間】 現在の指定ごみ袋がなくなつたとき(10月頃)から1年間程度(在庫がなくなるまで)

【募集期限】 4月27日(金)

※広告料や応募方法などは、市のホームページでご覧になれます。

※一部応募できない業種や事業所などもあります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせください。